

高知工業高等専門学校キャリア支援室規則

制 定 平成24年12月20日
一部改正 平成28年 2月18日

(趣旨)

第1条 この規則は、高知工業高等専門学校総合学生支援センター規則第3条第2項の規定に基づき、高知工業高等専門学校キャリア支援室（以下「キャリア支援室」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 キャリア支援室はキャリア支援に関する立案、支援の推進並びに支援体制の充実を体系的に実施することを目的とする。

(業務)

第3条 キャリア支援室は、次の業務を行う。

- (1) キャリア支援体制の充実
- (2) キャリア教育
- (3) 就職支援
- (4) 進学支援
- (5) その他学生のキャリア支援に関すること

(組織)

第4条 キャリア支援室は、次の教職員で組織する。

- (1) 室長
- (2) 副室長
- (3) 教務主事補佐のうちから校長が指名する者 1人
- (4) 学生主事補佐のうちから校長が指名する者 1人
- (5) 校長が指名する教員 若干人
- (6) 学生課長

2 前項第5号の委員は、校長が命ずる。

(事務)

第5条 キャリア支援室に関する事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほかキャリア支援室の運営に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成25年1月1日から施行する。
- 2 進路支援室規則（平成19年3月30日）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。